掛川市規則第31号

掛川市職員の管理職手当の特例に関する規則をここに制定する。

平成25年10月1日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の管理職手当の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、財政の状況を考慮し、掛川市職員の給与に関する条例(平成17年掛川市条例 第37号。以下「給与条例」という。)第12条第1項の規定に基づいて支給する管理職手当の額の減 額のための特例を定めるものとする。

(管理職手当の額の特例)

- 第2条 給与条例の適用を受ける職員が平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に支給されるべき管理職手当の月額は、当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、地域手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額については、この限りでない。

(端数計算)

第3条 この規則の規定により管理職手当の支給に当たって減ずることとされる額を計算する場合 において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。